

知事監視製品（平成28年6月22日石川県告示第332号）

1 知事監視製品を特定できる情報

1	2	3	4
次の写真に示すとおり、被包に「DIAMOND Speed II」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「DIAMOND Rush III」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「XXX Euforia III」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、容器に「K2 Yellow」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
			
5	6	7	8
次の写真に示すとおり、容器に「xpoiz Gamma II」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「K2 Black 1」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Cold Stone Queen」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Cold Stone King」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
			
9	10	11	12
次の写真に示すとおり、被包に「Cold Stone Queen 2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Cold Stone King 2」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Energy」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「SEX BOMBER EXTRA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
			
13	14	15	16
次の写真に示すとおり、被包に「SEX BOMBER XX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「SEX BOMBER XXX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「SEX BOMBER EX」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「情事」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
			

<p>17</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「COLORFUL Party」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>18</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「eternity」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>19</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ADULT SWEET」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>20</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ADULT TWIN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>
			
<p>21</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「NIGHTROUGE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>22</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ラフイング」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの</p>	<p>23</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Freeze 氷」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>24</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「GOD POWER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>
			
<p>25</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ROUTE CW」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>26</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「CALL GIRL」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>27</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「Jelly fishes」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>28</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「BLUE」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>
			
<p>29</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ROUTE CW」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの</p>	<p>30</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ICE BLACK」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>31</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「ICE STRONG」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>	<p>32</p> <p>次の写真に示すとおり、被包に「海王」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの</p>
			



33	34	35	36
次の写真に示すとおり、被包に「獣王」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「XXX」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「ecstasy」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「speed」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの
			
37	38	39	40
次の写真に示すとおり、被包に「SNAKE」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「SNAKE」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Strong」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「Royal」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの
			
41	42	43	
次の写真に示すとおり、被包に「angel」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「demon」と表示のある製品であつて、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「K2 Super 1」と表示のある製品であつて、その内容物が植物片のもの	
			

## 2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であつて、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

## 3 施行期日

平成28年6月23日